

評価基準

1. 対象と評価方法

ア システム機能要件確認表

個々の項目に対し、全て○印であることが確認できれば、40点を与える。

△の場合は、代替案となり得るかを審査する。

機能要件は仕様内容であるので、対応不可の項目があれば審査対象としない。

イ 企画提案書のうち、本市から要求する5つの提案要請に対する回答と、それ以外にも図書館運営に有益な機能の提案について（合計7提案）

- ・ 42点満点の加点方式で評価する。
- ・ 評価は、書類とプレゼンテーションの内容から総合的に審査する
- ・ 評価ポイントは、提案者が図書館運営や利用者行動についてよく理解しているか、提案内容は利便性向上やトラブル回避等管理者の負担軽減を考慮したものであるか、クラウドサービスのセキュリティに係るレベルは確保されているか、本市が提示した機能要件を超えたサービスの提案など
- ・ 採点は、各項目ごとの全員の平均点を得点とする
優れている 6点、普通 3点、不十分 0点

ウ 地方公共団体への導入実績及び本業務にかかる開発体制と、研修など本市への支援体制、受注実績

- ・ 採点は、各項目ごとの全員の平均点を得点とする。
8点満点で、優れている場合は8点、普通の場合は3点、不十分の場合は0点

エ 応募者が地元企業の場合の加点

- ・ 総得点100点満点の1割として、10点を加点する

オ 候補者に求められる最低基準点

- ・ 合計で70点とする

2. 提案者の順位の決定方法

- ・ 各選定委員の採点の平均点の合計点により順位を決定する。
- ・ 同点の候補者が複数ある場合は、イの「図書館運営や利用者行動についてよく理解し、利便性向上とトラブル回避を考慮した提案」の得点が高い方とする。
- ・ 万一さらに同点の候補者がある場合は、ウの開発支援体制や受注実績の得点が高いものとする